

平成30年1月14日 発行

エバー総合法律事務所では、個人のお客様と法人のお客様に身近な法律問題をニュースレターでお届けします。

エバーニュース

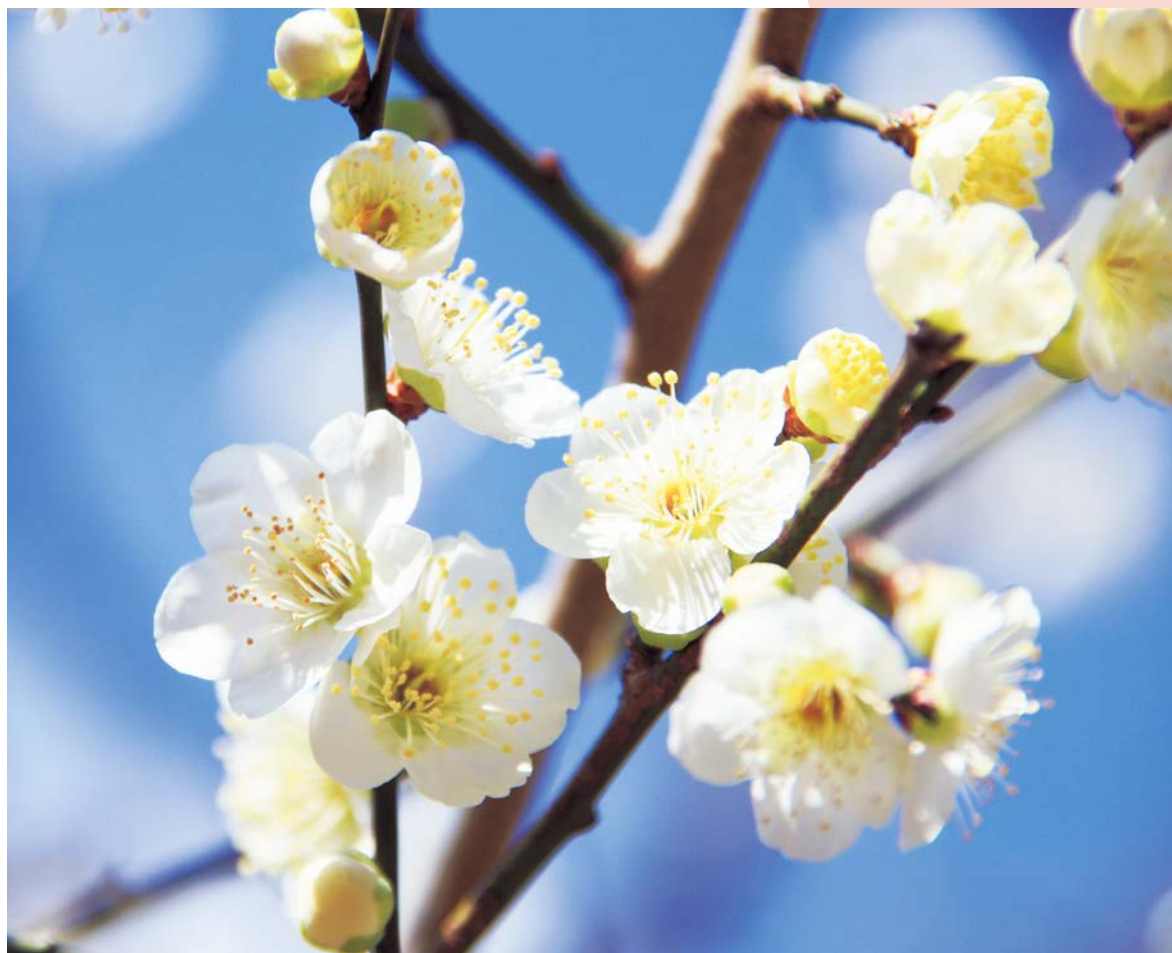
EVER NEWS

連載

- 親族と死後離婚について
- 社会福祉法人制度の改正について

■ 無料相談会のご案内

- 料金のご案内 / 事務所のご案内



vol. 46



エバー総合法律事務所

親族と死後離婚について

婚家との仲が悪く、配偶者が亡くなったあと、配偶者との親族との縁を切りたいとの相談を受けることがあります。表題で示した「死後離婚」とは、厳密には配偶者と死後に離婚するわけではないのですが（相続権には影響がありません）、配偶者が亡くなった後その親族との関係を断つことを指しており、法的には「姻族関係終了」のことを言います。

まず、親族関係について法的な説明をした上で、姻族関係終了の効果について述べます。

民法では、親族とは①^{シントウ}6親等内の血族、②配偶者、③3親等内の姻族のことを言います。「血族」とは、文字通り血がつながった者ということになり、自分の親、兄弟などを指します。親等とは親族間の世代数のことを言い、血族の場合、自分から祖先にさかのぼり、その祖先から他の一人に下るまでの世代数にて表します。例えば、父母まで1親等、祖父母まで2親等（父母の父母となります）、兄弟の場合は、父母まで1親等、父母から兄弟まで1親等なので、自分から兄弟までは2親等ということになります。ですから、6親等といいますが、例えば祖父母までさかのぼるとすれば、いとこの孫の代まで入ることになります。

配偶者はお分かりかと思いますが、「姻族」とは何かということですが、これは配偶者の血族又は血族の配偶者のことを指します。姻族の場合には3親等までが親族です。姻族の場合の親等は、配偶者から世代数を数えることとなりますので、配偶者の父母は1親等、配偶者の祖父母は2親等、配偶者の兄弟は3親等ということになります。

親族についての法的効果ですが、血族であると相続関係が発生することがあります。姻族には相続が及ぶことはありませんが、同居している場合には親族間の扶け合いの義務や扶養義務が生じることがあります。また、直系の姻族との婚姻も禁止となります（姻族関係が終了し

た後も禁止です）。

ちなみに、養子縁組の場合は、養子と養親及びその血族との関係は血族関係と同一になり、姻族関係ではありません。

さて、冒頭の話に戻しましょう。

姻族関係は、離婚が成立すれば姻族関係も終了します。しかし、配偶者が死亡したときは姻族関係は終了せず、継続します。トラブルとして散見されるケースとしては、跡取りに嫁いできて、そのご両親と同居していましたが、その跡取りが先に亡くなってしまい、嫁と舅姑との関係が険悪になってしまうという場合です。法律的には同居の親族（姻族）との間では扶け合いや扶養義務の問題が生じる余地があります。道義的な問題はともかくとして、一緒に住むことでお互いにストレスが高まる場合には、別居だけでなく法的に姻族関係を終了させる方法もやむを得ないといえます。

姻族関係終了の具体的手続は、本籍地あるいは住所地の市町村に、姻族関係終了届を提出する方法によって行います。この届出は、生存配偶者のみからできます。姻族の同意は不要ですし、特に提出期限はありません。婚姻前の氏に復氏したいときには届出が必要です。

効果としては、前記のとおり、扶養義務は消滅しますが、死亡配偶者の相続には影響しません。また、姻族が死亡した場合には代襲相続は可能ですので、例えば死亡配偶者の祖父母が亡くなった場合には、孫（つまり自分の子供）が代襲相続することには影響がありません。

なお、法的にはこのように配偶者本人は姻族関係を終了させることは可能ですが、祖父母と孫（自分の子供）の関係などは血族としての親族関係は残りますので、自分の姻族関係が終了したとしても、お墓の問題なども含めて親族関係の対応については冷静に、慎重に考えていく必要があります。お悩みの方はご相談ください。

無料相談会のご案内

平成30年1月17日(水)、1月23日(火) 1月30日(火)、2月7日(水) のいずれも午後3時から午後6時の間にて、お一組様各30分で無料相談を承ります。

ご希望の方は当事務所までお電話にてご予約のうえでお越しく下さい。

なお、今後の無料相談会の予定については当事務所のホームページにてご案内いたします。

<http://ever-lawyers.jp/> 「エバー総合法律事務所」で検索を

社会福祉法人制度の改正について

高齢者、児童、障害者などに関する事業など、様々な分野で社会福祉法人が利用されています。地域における福祉サービスの担い手としてその役割の重要性から、平成28年に根拠法である社会福祉法の見直しがなされました（既に一部施行されています）。

広汎な範囲にわたる公益事業を目的に設立され、税制上の優遇措置などを受ける一方、いくつかの問題点が指摘され、組織としての公正さ・透明さ・ガバナンスの強化を意識した改正となっています。

厚労省のホームページによれば、①経営組織のガバナンスの強化、②事業運営の透明性の向上、③財務規律の強化、④地域における公益的な取組を実施する責務、⑤行政の関与の在り方の点から改正されています。今回は順番にその内容を紹介します。

(1) 経営組織のガバナンスの強化

まず、議決機関としての評議員会を置くこととなりました。それまでは評議員会は任意設置の諮問機関にすぎませんでしたが、監督機関としての位置づけがなされ、理事・監事などの役員を選任・解任などについて議決をすることとなりました。（小規模法人について評議員定数の経過措置あり）。これまでは理事長・理事の役割、権限の範囲が明確ではありませんでしたが、例えば理事長は代表・業務執行権限、理事会への職務執行状況の報告義務、理事は職務執行の監査権限等、善管注意義務、忠実義務、利益相反取引の制限など権限義務が明確化されました。理事の責任として、法人に対する損害賠償責任や第三者に対する損害賠償責任なども明記されました。親族等特殊関係者の理事等への選任の制限に係る規定も整備されています。

(2) 事業運営の透明性の向上

今回の改正によって、定款、貸借対照表、収支計算書、現況報告書、及び役員報酬基準を公表すること、並びに閲覧請求者をその法人に対する利害関係者から国民一般にまで広げることとなりました。また、公表の方法もホームページを活用して公表することとなっています。高い公益性の点から、

このように社会福祉法人の運営の透明性を確保することとされました。

(3) 財務規律の強化

公益非営利組織として、自主的な経営基盤の強化や福祉サービスの向上、事業経営の透明性の確保を図るために、事業年度における剰余金の設立者、役員、評議員等への分配は禁止されており、関係者等への利益供与も禁止されています。

役員報酬基準についても作成と公表をすることとなりました。

社会福祉法人が保有する財産については、事業計画に必要な財産（控除対象財産）を控除したうえで、社会福祉充実残額（再投下財産額）を明確化して、内部留保の拡大や不透明な部分を抑えることとしました。また、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務付けており、超過した財産については積極的に再投下することを求められることとなりました。

(4) 地域における公益的な取組を実施する責務

社会福祉事業及び公益事業を行うに当たって、無料又は低額な料金で福祉サービスを提供することを責務として規定されました。地域において、少子高齢化・人口減少などを踏まえた福祉ニーズに対応するサービスを充実することが期待されていることの表れです。

(5) 行政の関与の在り方

所轄庁による指導監督の機能強化、国・都道府県・市の連携などが規定されることとなりました。

以上のように、改正点は多岐にわたります。義務・権限・責任をみると株式会社と同様の責任を課して、組織内及び組織外に対する責任を重視するとともに、それらの責任を果たすことによって、継続して地域における良好な福祉サービスを無料ないしは低廉な価格で提供する役割を期待されているものといえます。今後、経営する側にある方々は、これまで以上にその役割を認識していただき、健全な経営に務め、適切な福祉サービスを提供されることが期待されます。今後の対応や組織としての運営の仕方についてお悩みの方はご相談ください。



料金

のご案内

一般的な料金の概要

ご相談料 事件受任の場合は頂戴しません。

30分 3000円プラス消費税

1時間 5000円プラス消費税

予約電話番号 **043-225-3041**

業務内容

不動産

会社経営

貸金請求

労災

相続

民事再生・破産手続き

金融

消費者問題

交通事故

刑事事件

離婚

家族問題

成年後見制度

参考例

以下は、良くある場合について一例として費用について掲げました。

その他の事例や基準の詳細については当事務所のホームページで報酬基準詳細をご覧ください。

1 金銭請求

たとえば600万円の請求をする場合には（仮差押えがない裁判のみの場合）

着手金	30万円プラス消費税
預り金	10万円程度
報酬	全額回収できた場合 60万円プラス消費税
200万円の場合	32万円プラス消費税

2 刑事事件

たとえば、窃盗で逮捕された場合、

着手金	30万円から50万円プラス消費税
預り金	5万円程度
報酬	30万円から50万円プラス消費税

*執行猶予が付いた場合や刑の軽減となった場合です。

3 成年後見

たとえば、認知症の方について成年後見を申し立てる場合

申立着手金	10万円から20万円プラス消費税
預り金	5万円程度

それ以外に鑑定費用（精神科医師の費用ですが5万円から10万円が目安）

エバーニュースバックナンバーはホームページに掲載しております。

事務所

のご案内



〒260-0013 千葉市中央区中央4-12-1 KA中央ビル4階

エバー総合法律事務所

代表 弁護士 菊地秀樹（千葉県弁護士会所属）

TEL 043-225-3041

FAX 043-225-0071

業務時間

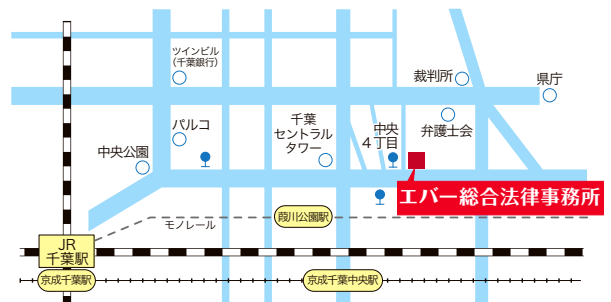
午前9時より午後6時まで

*なお、ご相談時間については夜間、土曜日などご要望の場合にはご相談ください。

ホームページ

<http://ever-lawyers.jp/>

「エバー総合法律事務所」で検索を



●千葉駅 2 番バス乗り場より乗車。2つ目の「中央4丁目」下車
●駐車場は周りの有料駐車場をご利用下さい。